

第4回豊島事業関連施設の撤去等検討会

日時 平成31年3月2日（土）

13:00～14:30

場所 TKPガーデンシティ京都 2階 睡蓮

出席委員（○印は議事録署名人）

永田座長

○鈴木委員

○高月委員

松島委員

須那委員

I 開会

○（中村環境森林部長から挨拶）

○（座長）委員の皆様、また、関係者の皆様、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから第4回の撤去等検討会を始めさせてもらう。

II 議事録署名人の指名

○（座長）本日の議事録署名人の件であるが、鈴木委員と高月委員にお願いしたい。よろしく願います。

III 傍聴人の意見

○（座長）まず、冒頭に傍聴人の方から意見を頂戴したいと思う。なお、本日は直島町の代表者の方は欠席ということで、事前に文書で県のほうに要望を伺っているので、後で読んでもらう。

まず、豊島住民代表者の方、どうぞ。

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議）昨年2月までに地下水を浄化するための工事中、FG34西側の地表から1.5mの深さの2箇所から115トンの新たな廃棄物が見つかった。4月からの確認調査の結果、新たに5箇所で495トンの廃棄物が見つかった。11月からの追加調査では、さらに7トンの新たな廃棄物が見つかった。

また、昨年5月から9月までの雨量は1,000 mmを超えて、この期間、十分な処分地の水管理が行えなかった。

今年1月、新たに設置した集水井から出てくる地下水は、最大日量350m³と想定されている。昨年3月18日、第3回施設撤去等検討会でも指摘した9番の配管、10番の貯水トレンチ、18番の送水管の撤去工事は、第I期工事としては29年度未実施、30年度も未実施となる。これまでの処分地の水管理に大きな役割を果たしたこれらの施設をどのようにするのか、慎重かつ確実に処理事業を進めるための検討をよろしく願いたい。

- (座長) ありがとう。今の最後の部分について、県のほうの話を聞かせてもらおう。後でも出てくるけれども、撤去対象の配管、それが基本的にはどこへつながっているものか。資料のⅡ／3か。
- (県) 資料Ⅱ／2の2ページに、今回の資料の中では記載している。当初、第I期工事として考えていたけれども、後からの説明になるが、番号でいえば9、10、18が配管トレンチということだけでも、地下水浄化対策でまだ必要ということがあるので、対策の状況に合わせて実施時期は検討したいということで、この後報告する予定である。
- (座長) この中で、当初計画した状態からだいぶ変わってきたということもあるのかもしれないが、未実施のままずっと続けていくというのもちょっと違和感がある。今、概況を説明してもらった上で、それを次回のときには、もう、こういう対応をしていくから、第I期工事の中ではこれを残しておく、そういう考え方で整理するのかどうかというのを検討をしてもらいたい。
- (県) 分かった。
- (座長) 今、ちょっと概況でそれをしゃべれる人はいるか。9の配管と書いてあるけれども、これはどこの配管かちょっと分からない。
- (県) 高度排水のところから、沈砂池1まで向かう配管である。沈砂池1の出口のところ。
- (座長) ああ、そうか。では、これはしばらく残しておくことになる。
- (県) そう。貯留トレンチから戻ってきて水処理して出ていくところの配管である。

○（座長）排水から貯留トレンチ。それから、次の10の貯留トレンチは、これも今の状況だと残しておく。それから送水管。ちょっと今すぐ答えられそうもないから、それをきちんと整理して、だから、最初の撤去計画があったけれども、それをもう一度見直すということで、ここでは対応していく。次回、いいか。見直しをして、改めて第Ⅰ期工事の中身をもう一度再整理させてもらう。よろしいか。

それでは、直島のほうの意見。

○（県）直島町のほうからは、これまでと同様、事業の実施については、安全と環境保全を第一に、最後まで風評被害がないようにしてほしいということのを伺っている。

○（座長）分かった。受け止めておく。

それでは、早速だが、手元の次第に沿って議事を進める。まず1番目が、平成30年度の撤去等事業の予定である。報告である。どうぞ。

IV 審議・報告事項

1 平成30年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の予定（報告）【資料Ⅱ／1】

○（県）第4回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会において、審議・承認してもらった豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の予定を、現時点の予定に改めたものである。

1番目としては、副生物の利用については、高松スラグステーション等に熔融スラグを保管しているが、引き続き、土木用材料として公共工事等で有効活用していく。

豊島処分地の残存廃棄物等の存否の確認調査については、追加の確認調査が昨年12月に終了して、コンクリートヤードが撤去可能となったことから、未実施であったコンクリートヤード下の確認調査について今年度中を目途に実施したいと考えている。

なお、確認調査の結果、仮に廃棄物等の存在が確認された場合については、対応マニュアルに従い対応していく。

豊島処分地の地下水浄化対策については、浅い層の地下水については、つば掘り拡張等の対策を実施しており、深い層の地下水については、D測線西側で集水井を設置して揚水処理を実施している。その他のエリアについては、30mメッシュの30区画で排水基準を超過しており、高濃度汚染地点3区画の地下水浄化対策から優先して進めていくこととしており、化学処理による原位置浄化を実施する際に必要な調査を実施している。

直島中間処理施設の撤去については、直島中間処理施設は除去・除染及び一部解体工事が昨日完了した。これをもって平成31年3月31日をもって、有効活用先に譲渡を行う予定である。

裏面を見てもらいたい。こちらは平成30年度の予定を平成31年3月2日、本日時

点のものに改訂したものであるので、確認してもらいたいと思う。

○（座長） はい、どうもありがとう。

ちょっと私が言う話ではないのだが、なぜ、撤去のほうの委員会が3月まで延びてしまったのか、説明してみしてほしい。

○（県） はい。撤去のほうの検討会は、この3月まで今年度の会がずれてしまったことについては、申し訳ないと思っている。こちら側の都合でもあるが、先ほど豊島住民会議から話があったとおり、今年度、廃棄物が617トン出てきて、それに向けた処理や関係先への調整等でこちら側としては手いっぱいな状態になっていた。

また一方で、水の問題等も出てきて、それに対応することとか、そういったことで時間をいっぱい取られてしまったので、申し訳なかったが、撤去のほうまではなかなか手が回らなかったということが正直なところである。これについては申し訳ないと思っている。

○（座長） そういうことで、第1回が3月になったわけだが、当初の案では、基本的には、地下水のところは7月に丸が付いているが、7月か8月ぐらいに撤去の委員会も第1回をやって、フォローアップ委員会の前にはそれぞれの検討会を行って、今年度こんなことをやるということを審議し、決めてもらった上に、フォローアップ委員会で諮っていくというルールに、私自身としては考えていたので、そういう意味ではだいぶ遅れてしまったということになるわけで、私としても非常に申し訳ないなと思っているところである。次年度からは、今、説明しました状況を守るような形で県のほうにも、強く開催時期等、きちんと対応するように要請しておく。

よろしいだろうか。それでは、次に行かせてもらって、次が撤去工事の概況である。

2 平成30年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（報告）【資料Ⅱ／2】

○（県） 豊島及び直島の施設撤去関連工事について、平成30年度に実施、検討する撤去工事等の概況について報告する。

次に、平成30年度に実施または検討する撤去工事等の概況である。1ページを見てもらうと、直島中間処理施設については、撤去等の実施状況の概況を表1にまとめている。直島中間処理施設の除去・除染については、昨年6月30日に完了して、除去・除染後の施設についても、平成30年7月9日から解体撤去工事を実施し、平成31年3月1日、昨日に完了した。

次のページを開いてもらいたい。豊島処分地内関連施設である。こちらの第Ⅰ期工事における実施状況の概況を表2にまとめている。表2に番号を付しているが、番号28

ー 1、橋梁式新設運搬路については、昨年の6月29日に撤去工事が完了したところである。先ほども話があった、番号9の配管、番号10の貯留トレンチ、番号18の送水管については、引き続き豊島処分地内の水管理に用いるため、撤去の実施時期は、地下水浄化対策の状況により判断することとしているが、先ほどの座長の話も含めて、次の撤去の検討会等でまた整理をさせてもらおうと思う。

次に、その他、3ページを見てもらいたい。その他の撤去工事における実施状況の概況は表3のとおりまとめている。

スラグステーションについては、坂出スラグステーションは平成30年3月上旬に撤去が完了し、高松スラグステーションは販売の終了後に撤去工事を行うこととしている。

豊島処分地内の応急的な整地については、平成30年10月下旬に完了した。

直島側の専用栈橋については、発注仕様書の作成を行うとともに昨年11月に発注・入札を行って、今回、受託者から「直島専用栈橋撤去工事の実施計画書」の提出があったことから、今回の検討会において、この後の議題にもあるが、審議・承認を得て工事を実施する予定としている。

今後の予定については、先ほど申し上げたとおりである。

○（座長）はい、どうもありがとう。今の3ページ目の直島の専用栈橋の項目だが、これはすぐ続けて次に議論するので、例えば実施中と書いてあるけれども、いろいろ問題があるなという認識であるが、コメントは次の項目のときに言うことにする。ここでは割愛する。

それでは、いかがだろうか。さっき、第Ⅰ期工事の撤去対象物の見直し等、お願いしたが、逆に、これはやっておいたほうがいいのか、そういうものがあれば、第Ⅰ期工事の対象になってくるかと思うので、もう一度、現場をよく見て対応を考えてみてくれな

いか。

話は違うが、あそこの視察台はもう。

○（県）住民会議の見学台か。

○（豊島住民会議）お世話になって、この前の処理協議会までに完成した。処理協議会で完成したという報告をして、3月5日にまたツツジを小学生、中学生、それから岡山大学、ユニクロ、住民という形で、2年管理したあそこの種から取ったツツジを植えるということなので、ぜひとも皆さん参加してくださいという要請をした。

○（座長）いいじゃないか。完成の写真を次回のフォローアップ委員会でちょっと見せてくれないか。

- （豊島住民会議）分かった。写真を見せる。約束する。
- （座長）よろしいだろうか。高月先生は、もう。まだ行かれていない。
- （委員）いや、この間の協議会で話を聞いた。
- （座長）話だけ聞いたのか。
それでは、次は3番目の議題である。直島中間処理施設の撤去等の実施状況ということで。

3 直島中間処理施設の撤去等の実施状況（その4）（報告）【資料Ⅱ／3】

- （県）3番目の、今も座長が言っていた、直島中間処理施設の撤去等の実施状況その4という形になるが、ご説明させていただく。これは第3回の撤去検討会以降の撤去等の実施状況について、報告するものである。

これまでの手続き状況、2番目になるが、除去・除染業務についてはピーエス三菱が工期として平成29年6月30日から30年の6月30日、この日をもって終了いたしている。解体撤去工事のほうが、平成30年3月23日に契約して、31年3月1日、先ほども申し上げたけれども、昨日をもって解体撤去工事も終了している。

今回、ご報告分ということになってくるけれども、それぞれの作業の実施状況とともに、表1の下から2番目と一番下になるが、前回、撤去検討会から実施してきている作業環境測定の実施を2回、解体撤去が1回、環境計測の実施として、除去・除染中に行ったもの、それから、解体撤去中に行ったもの、それぞれを報告させていただく。

2ページをお願いします。まず、中間処理施設の除去・除染業務であるが、こちらについては平成29年7月24日から作業を実施しており、昨年6月30日に完了した。下に、中間処理施設の除去・除染作業後の状況ということで、それぞれのパーツでの写真を載せさせていただいている。

除去・除染に関しての完了確認調査の実施ということで、2ページの2)であるが、除染完了の確認については、「堆積物の除去・除染作業ガイドライン」で実施してきている。除染完了確認調査の写真は、3ページ目の上側になるけれども、こういった形で実施してきたという写真を付けさせてもらっている。

その結果が表2になる。こちらの中で、黒いハッチ掛けの部分については、前回第3回で報告させていただいているので、今回報告分としては、残りの、全体で除染完了確認調査については、35試料で実施する予定としていたが、残っていた17の試料の設備について、実施している。今回の17の試料についても、検査結果が判明し、除染完了

基準以下であったので、こちらも堆積物なしと判定させていただいて、すべての設備について除染作業を完了したところである。

1枚めくっていただいて、4ページになる。こちらは、ちょっとお手元に資料3別紙1という形で、作業環境測定結果ばかりを取りまとめたものがある。こちらも併せて見ながら説明を聞いていただければと思う。

これまで、2回、3回の撤去の検討会において報告させていただいてきているが、そこについては別紙1のほう、めくっていただいて黒ハッチ部分で撤去等実施前の作業環境測定結果であるとか、実際実施中のものという形で記載させていただいているが、今までやってきた2回の中では、そこをご覧になったら分かるように、赤字で示しているが、ダイオキシン類等が作業環境の基準を超過したということがあって、1つ上のランクの作業具でとか、管理区域内の湿潤状態を十二分に確保して粉じんの飛散を抑制させるということを行ってきている。

その後、3回目、4回目、5回目という形でそれぞれ作業環境の測定を行ってきたが、すべての測定において管理基準を満足していたという形を報告させていただく。

次に、5ページになるが、直島中間処理施設の解体撤去工事である。こちらは、平成30年7月9日から作業を実施していて、縁切された配管等の補修も含めて昨日、平成31年3月1日に完了した。途中途中の工事の状況をその下、写真3のほうで付けさせていただいている。この期間中も、先ほども申し上げたけれども、作業環境測定や環境計測を行っているので、その結果を報告させていただく。6ページからになる。併せて、先ほどの別紙1の表3、一番最後の1枚になるけれども。

実際に解体期間中の作業環境測定については、平成30年8月30日に作業環境測定を実施したが、その結果としては、空気中の粉じん濃度が管理基準を超過しているという結果であった。なお、ダイオキシン類を含むその他の項目については、管理基準を満足していたということで、先ほどの別紙1の調査のほうに、中間処理施設南棟という形で、A測定で粉じんが1.6と管理基準を超過したことを記載させていただいている。

なお、この作業中の保護具については、別途定めている「安全確保ガイドライン」に従って、通常よりもレベルを1つ上げて、万全を期するという形を取っていて、それであれば十分に対応できるというものになっている。

なお、作業従事者のほうには、保護具の着用を徹底させるとともに、管理区域内は散水を行い、湿潤状態を確保して粉じんの飛散を抑制させたという形を取っている。作業環境対策の状況は、写真4で示させていただいている。

こういう保護具を使つての作業ということもあるので、7ページになるが、健康管理委員会、今日も出席の須那先生のほうにも出席いただいて、職場巡視を実施している。委員のほうからは、今後も保護具の着用を徹底して行き、保護具着用を適切に行えるように教育するよう助言があった。この指摘も踏まえて、作業従事者への教育を定期的実施しているところである。

最後の一葉になるけれども、8ページになる。こちらについては、資料3の別紙2というのが添付あると思うけれども、撤去等にかかる環境計測の結果をまとめているものである。今回報告させていただくのは(2)のほう、解体撤去工事中の施設の境界における環境計測結果という形になって、1枚めくっていただければ、今回該当するのは3ページ目になる。

解体撤去期間中の環境計測は、平成30年8月20日から21日にかけて実施した。結果としては別紙2の3ページになるけれども、夜間と朝の時間帯の騒音が基準を超過したことが観測されている。この結果は、以前の除去・除染作業中、この2ページ目に付けているけれども、これと同様の結果であった。なおかつ、夜間については、この解体撤去工事は実施していないし、負圧集じん機の稼働も停止させていることから、特に問題はないと判断しているところである。

今後の予定になるが、直島中間処理施設については除去・除染、それから一部解体撤去工事を完了したことから、委員の撤去完了の確認をいただくとともに、31年3月31日をもって有効活用先への譲渡を行う予定としている。

- (座長) どうもありがとうございます。現地に行っていたいただいた須那先生、何かコメントがあったらお願いします。
- (委員) 昨年9月と12月に直島中間処理施設の職場巡視をさせていただいた。やはり先ほど説明にあったように、どうしても局所排気装置とか、換気装置でコントロールできるような環境ではないので、これは保護具対応ということで、ダイオキシン類は特に、除染作業の最初のうちはエアラインマスク対応であるし、熔融炉の解体についても発じんの問題があって、これもやはり保護具対応でせざるを得ない。あとに残った施設や貯水槽の撤去についても、屋外作業であるので、これも保護具対応ということで保護具の着用が非常に重要となってくるので、その点について、よく保護具を着用して守ってもらうようには指摘をしてきた。
- (座長) ありがとう。
いかがだろうか。ちょっと今のお話に関連して、6ページ目に保護具を着用した状態の写真が載っているのだが、これは下の溶断時というのは、エアラインマスクになっているのかな。
- (県) そうである。
- (座長) 第3管理。何かちょっと書いておいてくれるといいね。上は、エアラインが付いていない。

- （県）これは違う。
- （県）それは付いていない。上は付いている。
- （座長）これは第2ぐらいの。
- （県）そう。
- （座長）ちょっとそれを入れて示してもらえるか。
- （県）分かった。
- （座長）須那先生の言われたような内容を、きちんと対応はしているという状況ではご覧になっているか。現場のほうは。
- （委員）はい。その点は守ってもらっている。
- （座長）ありがとう。
- （委員）私が行った以外の、ほかの所はちょっと定かではないけれども。
- （座長）分かった。よろしいだろうか。
それでは、次に行かせていただく。次が4番目、専用栈橋の撤去。どうぞ。

4 直島専用栈橋の撤去

(1) 直島専用栈橋撤去工事の実施状況の概況（報告）【資料Ⅱ／4－1】

- （県）直島専用栈橋の撤去ということで、(1)と(2)があるけれども、実施状況の概要と実施計画をまとめて説明する形でよろしいだろうか。
- （座長）はい。結構である。
- （県）それでは、資料Ⅱ／4－1で撤去工事の対応の概況について説明する。
直島専用栈橋については、豊島廃棄物等を中間処理施設に海上輸送するために14年度に設置されたもので、30年度は、直島の中間処理施設の一部解体工事にも使用して

いたが、存置する目的を達したことから、31年度中に撤去するというので、フォローアップ委員会の審議・承認を得ている。今回、実施工事の対応の概況について報告する。

2番として、これまでの手続き状況となる。県が実施する一般土木工事に関する手続きに沿って、平成30年9月から、別紙1に示しているとおりに、発注仕様書の作成を行って、11月に入札公告を行って、12月に受注者を決定したところである。今後、実施計画の審議を経て、31年4月から撤去工事に着手して、鋼管杭の引き抜きの際地には、環境計測を実施する計画である。

(2) 直島専用栈橋撤去工事の実施計画（審議）【資料Ⅱ／4－2】

○（県）資料をめぐっていただき、資料Ⅱ／4－2の実施計画の概要をまとめたペーパーで説明させていただく。実施計画本体は、この後ろのほうに付けている。

実施計画の1番概要としては、直島町の港湾管理条例に従って、栈橋について全撤去を実施する予定としていて、以下に概要を示していく。

1番として、施工方法になる。手順については、概要を図1に示しているが、以下でそれぞれの作業を簡単に説明させていただく。

1番、準備工については、発注図面と現地の相違がないかを事前にダイバーを入れて現地を測量し直す。また、施工箇所を汚濁防止フェンスで囲って、汚濁の拡散を防止するために、まず仮設のための汚濁防止の膜を設置する。具体的なカーテン長などは、次のページの図3にもあるように、外側に垂らすものについては、満潮時に海底まで着くもの、内側の個々の構造物、ドルフィン等の撤去する際に使用するものについては、カーテン長を4mとして、こちらは干潮時には底に着くぐらいの長さのものとしている。

続いて②で、付属工の撤去となる。既設の栈橋に付いている照明等や標識、防舷材等を先にクレーン付き台船によって、海上より撤去していく。

次に③番目として、上部工の撤去（1）となる。こちらは、綱取り用や係留用のドルフィンのコンクリートの構造物があるが、この撤去をするためにコンクリート構造物が大きいので、ワイヤーソーで何ブロックかに切断して、持ち上げられるように専用の吊り上げ用のピースを設置するものである。

3ページ目になる。④の付属工撤去（2）と、⑤の上部工撤去（2）になる。起重機船によって、先ほど設置した吊り上げピースにクレーンをかけて、コンクリートブロックを順次撤去していく。それと併せて、各ドルフィン間を結んでいた渡り橋についても撤去をしていく。

続いて⑥番、床版工の撤去になる。既設の栈橋については、鋼材で栈橋を組んだ上にアスファルトをしたり、かさ上げのコンクリートを打ったりしているので、まずそういったものを撤去する形となる。撤去する際に、海上への落下を防止するために、栈橋の外周に落下防止柵を設置して、ブレーカーによって、コンクリートやアスファルトを撤

去していく。その後に、鋼材の上に載っているBC床版を起重機船にて吊り上げて撤去していく。

次に⑦になる。上部工撤去（3）と⑧付属工の撤去（3）になる。こちらは、栈橋に付属している波止用のカーテンウォール、鋼矢板になる。こういったものを撤去したり、H鋼等の鋼材をガス切断して、こちらもクレーンで積み込んで撤去していく。

⑨本体工撤去になる。こちらは、既設の鋼管杭をアースオーガにて鋼管の中をぐりぐりと取ってやって、それをバイブロハンマで握って揺すって鋼管を全撤去するような形となる。具体的なイメージとしては、図9に作業イメージを付けている。また、図10で鋼管の撤去する際の積み込み状況という形で示している。ピンクや緑の丸が鉄の鋼管になるけれども、その横に起重機船を着けて、その外側に台船を着けて、1本ずつ抜いては台船に積み込むという形で作業していく。

5ページの⑩解体運搬処分の方になる。こちらは撤去したコンクリートブロックやPC床版等は公共岸壁等に輸送して解体して分別処理していく。

⑪番、下部工の撤去となる。こちらは、栈橋が載っていた所と既設の護岸のところに受けY鋼を設置していたが、こちらを撤去して、段差が生じる場所についてコンクリートを打設して復旧するものとなる。

⑫番は片付けを行ってという形である。

(2)の工程表になる。こちらは直島の海上の工事になるので、海苔養殖の影響に配慮して、平成31年の4月から9月末までの間で撤去工事を完了させる工程としている。また、工事実施期間中に鈴木委員による現地確認の実施を予定している。

表1がスケジュールとなる。4月以降、順次解体して、9月までに終わらせる計画としている。

最後については、原則、中間作業として、表2のとおり作業中止基準を設けている。ただ、作業中止基準に満たない場合でも、現場の責任者が危ないと判断した場合には中止する。また、作業従事者の安全確保のために、原則、同一作業場所以外での作業は行わないが、複数個所で同時施工を行う必要がある場合は、追加で安全管理者を選任したいと考えている。

(3)作業従事者の健康と安全の確保ということで、安全管理体制を確立するために、総括安全衛生管理者及び総括安全衛生責任者を選任して、毎月末日には災害防止協議会を開催する。土木の共通仕様書に記載されている月当たり半日以上安全教育以外に、1日1回の危険予測活動、新規の入場者が生じるたびに新規入場者教育等を行って、安全管理に努めていく。

(4)環境保全対策の実施。重機のほうは、排ガス対策型の低騒音型を使用する。汚濁の拡散を防止するためには、先ほども説明したが、施工箇所を汚濁防止膜で二重に囲んで対策をしていく形としている。

続いて、7ページの(5)、解体分別方法になる。撤去した構造物については、建設

リサイクル法に従って表3のとおり分別していく。処分先については、アスファルト合材プラントや、再資源化処理施設等を利用して、再生利用を図る。

(6) 環境計測の実施となる。こちらについては、風戸港は、図13にあるように、常時東から西へ潮流が流れており、潮流も速いことと、三菱マテリアル直島製錬所への船舶の出入りも多いことから、基本監視点を西側、対照地点を東側に設けて、直島栈橋と基本監視点の間に常時監視点というものを設けて監視をしていきたいと思う。なお、海上の土木構造物であることを配慮して、今回、濁度の計測を追加している。

基本監視点と対照地点については、表4の内容で調査していく。

次のページになるけれども、常時監視点については、表5のとおり、濁度を中心に1日4回、監視していく。表6で基本監視点における監視の基準を示している。

(7) 情報の収集、整理及び公開になる。こちらは、作業状況等については、5年間保存して、撤去等の工程に関わる情報や施設の撤去等に係る環境計測の実施に関する情報等は、またインターネットのホームページを用いることを基本として、関係者と定期的な会議等も活用して、情報を公開していきたいと思っている。

以上となる。

○(座長) はい、どうもありがとう。もうこれで実施計画書の分厚いものは、今の概要版で説明したというふうにご理解いただければと思う。

ちょっとこの審議が始まる前に、お配りしている資料の一番最後に、資料番号は一覧の中に入っていないのだが、平成29年10月9日付の資料2・Ⅲ/1という、各種工事の計画策定及び実施とフォローアップ委員会並びに両検討会の関係という資料があるかと思う。ちょっとそれをご覧いただければと思う。

その中にフローチャートが入っているが、一番上が工事の内容や工法等の検討・決定という項目がある。実は、ちょっとこれは私が非常に遺憾な状況だと思っているのだが、県のほうはこの流れに沿った格好で、今回の専用栈橋の撤去の問題に対する対応を実施していない。さっきの説明にもあったように、表1にもう既に工事の実施事業者、それから、工期等が決まっていて、4月から実体としての工事に入っていくという状況だが、それはその下のほうに、真ん中あたりになるが、公告・入札の後に、実施事業者の決定というのが入っているが、もうここまで進んでしまっている状況なんだよね。それで、工事の実実施計画書の策定を今やっているという話になっているわけだが、ちょっとこれは、このルール、フローを無視したやり方だと私は思っている。

後でもいろいろ関連の先生方、鈴木先生、それから松島先生が専門なので、そういう先生方のご意見を頂戴して、それで発注仕様書等を定めていき、それにのっとった形で入札を実施する。それがルールだというふうに思っていて、工事の内容、工法の検討というのは、そのベースになるような議論をしていただくことで、非常に重要な話だよね。それを飛ばしてしまったと。勝手にこういう判断をされているのは、非常に事態を混乱

させるもとだなと思っている。

この資料、このルール自体も、いろいろ県が先行していろいろなことを進めていってしまったという実績の中で、ちゃんとルール化しようということで決めた話なので、またすぐそれを破るといふか、それを無視するような状況といふのは、ちょっと遺憾だと思っているところである。

下のほうに、「必要に応じ」と書いてあるが、県が言う必要に応じといふのは、県の判断で必要に応じ、上のほうをちゃんとやってあげれば、必要に応じといふのは、委員会としてはこう考えているよといふことは示せるのだが、それを飛ばしてしまったために、必要に応じといふところだけを強調して、いや、それは県で判断すべきことなんですといふのだが、そうだとすれば、この必要に応じといふのは、座長なり、委員長なりの判断も聞いて、必要に応じといふふうに解釈してもらおう。ちょっとそれだけ断っておくけれども、必要に応じといふのは、そちらだけの都合だけで判断するようなことはしないようにしてください。

それからもう1点が、その横に、環境計測の実施策定といふのがフローチャートの中に入っているかと思う。県による環境測定を実施する場合だから、基本的には、条件が付いているわけだが、撤去のほうに関しては、これまでやってきた環境計測といふのは、すべて県が実施している。これは、管理者の立場で安全性や安心につながるような情報はきちんと管理者が集めて、それで公表していくんだという姿勢で、事業の実施者に任せるといふことはしていなかったのである。

今回のさっきの概要を見てみると、事業者が環境計測を実施するような書き方になっている。これはちょっとおかしいといふことで、事前の打ち合わせでも申し上げたが、このルールにのっとなって見ていって、あるいは、今までの実績から見てもおかしいといふことになるので、そこは変えてもらおうかなと思っている。

また、それ以外にもいろいろ意見があるかと思うので、聞いたうえで、だいたい修正が必要だなと認識している。

はい、それでは、ご意見を頂戴しようか。鈴木先生、まず口火を切っていただけるか。

- (委員) 今日見せてもらって、この村上組が陸上には非常に長けている建設会社だなといふことは読める。海上については、まだちょっと表現が足りないところがたくさんあると思っている。そのへんについては、これからの県のほうにも細かいところをアドバイスしたいと思う。

例えば、荒天時どうするのと。こういう海上に作業船を浮かせた状態で、荒天時はどうするかといふところとか、荒天時の中止基準、これは通常の作業中止基準はある。それから、運搬船。資材運搬船。これには台船と書いている。30mの台船を引っ張っていないといけないわけだから、どういう安全を保ちながら引っ張っていくのかといふところ。これは、備讃瀬戸東航路を南北に横断することになるので、航路横断すること

になるので、そのへんのところもこれから必要かなと。これはまた詰めてきたときに、細かいところを、ここではあまり細かいことを言っても仕方がないので。

それから、夜間どうするかと。今の説明では、昼間の工事ということだけれども、じゃあ、工事作業しない夜間はこのへんのスパッド式の作業船、あるいは台船、それを引っ張る引船がある。そういうのをどのように保持しておくのか。どこへ置くのかというようなことも、細かいところはたくさんあるので、そのへんはこれからぼちぼち詰めたところで。

それから、汚濁防止だけれども、風戸港は非常に特殊な港で、東から常に西に流れる。干満で流れが変わらない。

○（座長） ああ、そうか。

○（委員） そういう特殊なところだけれども、汚濁が上がったときに、どの程度どこまで上がるのかというのが、まだちょっと私にもつかみかねるけれども、環境計測をした結果、最初の環境計測でもした結果、やはり汚濁防止膜の張り方も、もうちょっと工夫する必要があるかなと思っている。これは固定垂下式の膜をやっているけれども、下から立ち上げる固定自立型の膜もあるので、そのへんの組み合わせをどうするのかというのもこれから見ないといけないかなと思っている。これは、工事が進めばすぐ分かることなので。進んだときにまた改良できるのではないかなと思っている。

原状復帰ということなので、できるだけ現状に戻るような形で工事を進めたらいいのかなと思っている。進み具合でまた細かいところを県のほうに注文したいと思う。

○（座長） 分かった。松島先生、どうぞ。

○（委員） 先ほども話したのだけれども、杭頭の処理をどうするかという問題があつて。

○（座長） 杭の先端。

○（委員） 先端をどこまで取るのかとあつて、先ほどちょっとモルタルをどうするかとか、そういう話をもう少し詳しくやっていただいて、どこまでを完全にカットするのかということをもう少し詳しく書いていただきたいというのが1つ。

もう1つは、それに対して、その後、穴が開いているのをどうやって復旧するのか。そこまで含めて書いてほしいというのが1つ。

それとあと、コンクリートで図12かね、単純に「さし筋D16」と書いてあるが、D16でどこまで深さのものを何㎡当たり何本するかとか、もうちょっと細かく書いてほしいと。本当に無筋でいいのかというのも、もう1つ。小さいからもう無筋でいいよと

いうのであれば、それはそれで荷重も受けないけれども、考えてほしいというのが1つある。

あと、さし筋と書いて、普通は何㎡にいくつでほしい5D入れるとか、もしかしてそれでやって表面処理をするから、そんなさし筋はしなくていいだろうというものもあると思うので、そのへんも考えていただけるとありがたいと思う。

○（座長）はい。分かった。ほかにかがらうか。

今のお話でも、ずいぶんいろいろ出てきて、だから、先ほどの工程どおり進めていけば、もっと前の段階でそういう話も聞けたはずだと思っている。こんなことを言ったらあれかもしれないが、県は、我々専門家の活用をもう少し考えたほうがいい。せっかくちゃんとサポートしていこうという体制を持っているのに、それを有効活用できないで、それで工期が切迫しているような状況を迎えてしまうと、大変だろう。もうちょっとうまく考えてください。

それから、7ページ目の環境計測ですが、さっきも申し上げたように、環境計測というのは県が実施する。県が実施する環境計画を至急立ててください。ここの中では、常時監視点と基本監視、対照地点とかいう言葉をいろいろ使われているが、通常、工事関係者、事業者がやるのでしたら、この常時監視点、まあ、ちょっと監視という言葉が強いかないという印象も受けるので、そこを中心とした計測をやっていく。

ただ、常時監視点というのかなり範囲が広いような書き方になっているのだが、もう少しスポットが分かるような状態で書いてもらう。それが基準を超えたときに、どう対応するのかというのがまだ決められていないし、例えば、こういったときに中止するのですよ、中止した後、今度再開するにはどういう条件が必要なのかというような。それから、どういうところに連絡しなければいけない、相談しなければいけないというような話もきちんと書き込んでおいてください。

そして、もう1つ本体のほうを読ませてもらうと、廃棄物の分別とか書いてあるが、どういう仕分けをちゃんとしていけというような、撤去のガイドラインとか、そういうところに書き込んだものを、もうちょっと詳しく書いていって見てくれないか。

それから、使用エネルギーについても評価していくということになる。報告事項の中にちょっと表が入っているが、それぞれのところでもそういう話をできるだけ前のほうに入れていってもらって、気付いてもらって、最初から集計をちゃんとしていってもらおうということをやっておいてください。

もう1つ、本体の70ページのところに、環境負荷の計測というのが出てくるが、ここでエネルギーの話が、下の表が入ってくるよね。14-2かな。ただ、文章を見ていくと、豊島の話が書かれているだろう。豊島及び直島、どこかの文章をそのまま持ってきた。そして、除染なんていう言葉も入っている。ちょっとよくここを見直してみてください。この工事に合わせた形で書かないと、間違いが起きるよ。

それから、午前中の打ち合わせでもあったが、66 ページの緊急時の対応の体系図が入っているのだが、その前のページもそうだったけれども、さっきも言われていたけど、全部同じ人、木村さんという方が対応する。夜も休日も全部対応するというのは、ちょっとどうかと。組織だった体制を取っているなら、少し考え方を覚えてもらってもいい。1人だけが何カ所にも電話しなければいけないというやり方は、緊急時には遅れが出てきてしまう。それから、夜間のときに、木村さんのところにきたものが、県の廃棄物対策課に電話してもつながらないよね。そうすると、県のほうは夜間で誰が担当するのかということもちゃんと決めておかななくてはいけないだろうと思っているので。さっき、夜間はどういう対応をするのかと鈴木先生からもコメントがあったが、作業はしていなくても、そこに留まっている船舶や何かで障害が起きる可能性もお話を聞いている限りではあり得るのかなという気もしてきたので、もうちょっとちゃんと緊急時の体制を県のほうでも考えておいてくれないか。

あとはいかがだろうか。

- （委員） ちょっと素人であれだけでも、先ほど鈴木先生からお話があったけれども、栈橋の撤去で海のところで掘り起こすようなときに、当然、濁度が上がってくるときに、この工事自体が海苔の養殖を避けるために先にやるということなので、そのときに、どれぐらいの濁度のときに、その海苔の養殖などに影響が出るのかというのが、何かそういう事例があるのだろうか。
- （座長） なかなか分からない。ちょっとそのへんも調査してもらって。
- （委員） 止めるときは、どれぐらいあつたら止めるとか。
- （座長） そうだよな。濁度の基準がないものだから。分かった。
それから、先ほど先生、膜の張り方の問題で、何か予備的にこんなことをやっておけということはないのだろうか。工事にかかった当初のところで、こんな調査をしておく
と膜の張り方とか、張る位置とか。
- （委員） ここに一応、張り方を書いているから、それで大丈夫だと思う。
- （座長） そうか。分かった。
県のほうからは、何かコメントがあるか。
- （県） 先ほど、座長のほうからもお話いただきました7ページの（6）の環境計測という形で書いているところになるけれども、こちらは、環境観測という形で事業者が常

時行うことという形と、環境計測という点では県のほうが行うという形で、再度、この文章等々直させていただいて、またご相談させていただきたいと思っている。

○（座長）これは概要版だから、この本体のほうも手を付けて見直していってもらおうと。

○（県）はい。

○（座長）分かった。

それから、いろいろご意見が出てきたので、ちょっと修正に時間がかかるかなと思っているので、全体的な修正、もう一度、鈴木先生、松島先生にはご意見を頂戴して、そのうえで修正バージョンをつくってみてくれないか。2週間ぐらいの間にその修正バージョンをつくと。それで、それを再度、先生方にお送りするので、ご意見があれば、1週間ぐらいで返していただいて、それで確定の実施計画書にしていく。その間、直島町や豊島住民会議のほうにも資料は送るようにするので、何かご意見があったら聞かせてください。

そういう対応でいいか、県のほうは。何かコメントはあるか。

○（県）なかなかちょっと電源が入らなくて申し訳ない。今、先生方からご意見があったところについては、修正なり、訂正をさせていただきたいと思う。

準備工も含めて、時間的なところがあるので、取り掛かれるところについては取り掛からさせていただいて、先生方のご指摘については、きちんと対応はしていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたいと思う。

○（座長）取り掛かるっていうけど、ちょっとその、日程だとどうなっているんだっけ。

○（県）日程は6ページにあって。今、課長から申し上げたとおり、具体的な作業を開始する付属工から撤去とか含めて、こうしたところをご指摘を踏まえて修正しながら、準備工のほうから取り掛かっていきたいということを含めてご説明させていただいた。

○（座長）そうか。基本的には3月中、この準備工は、それではご了承いただいたということにさせていただいて、4月から始める対応、本格的な撤去とか始まる、ここの内容については、修正バージョンを出していただいて、それを3月中には了承したような形で4月からはきちんと始めていくという、そういう格好を取らせていただこうか。

途中、途中でもやり方を修正していく必要が、さっきのお話だともしかしたら出てくるかなと思っているが、そういう点に関しましては、また対応を別途考えさせていただ

く。取りあえず工事に本格的にかかっていく前には、この実施計画書を確定させていきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、よろしければ、次に5番目の撤去に関する報告書の目次案をどうぞ。

5 豊島事業関連施設の撤去等報告書目次案

～中間保管・梱包施設及び特殊前処理施設並びに直島中間処理施設～（審議）

【資料Ⅱ／5】

○（県）豊島事業関連施設の撤去等に関する報告書の目次案である。中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設の報告書の目次につきましては、前回の撤去の検討会でご了承いただいているところであるが、今般、中間処理施設のほうも除去・除染に合わせて一部の解体撤去も終了したので、中間処理施設の撤去等についても目次案を作成している。

1 ページ目のほうからになるが、豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針、こちらのほうで、中間処理施設の撤去についても基本方針があるので、まずは大きく基本方針という形で記載。その後、まず終了している豊島中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設の撤去等という形で、これはもう既にお示ししている目次案を掲載している。

3 ページ目になるけれども、基本的には、先ほどの中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設の撤去等で使った目次案を、中間処理施設の内容が非常に多岐にわたるような格好になるけれども、つくってきている。

まず1番目として、撤去等の対象施設の範囲及び概要。2番目、撤去等の手続き方法。3番目、実施事業者、4番目、撤去等の期間、5番目から除去・除染の実施という形で、先ほどの中間保管・梱包施設と同等だけれども、4番目の除去・除染の作業内容の中で、実は、解体撤去までやってしまう部分と、有効活用を予定している設備と、両方あるので、それは書き分けるような形での目次案とさせていただいている。

1枚おめくりいただいて、4ページのほうに、こちらは設備が多いので、並べていっており、解体撤去等の実施というのが6番目にある。こちらについても、4番目の解体撤去等の作業内容という形になるが、北棟側の一部プラントの解体、それから、南棟側プラントの解体、南棟建物の解体、建物等改修工事という形で、こちらも一部解体撤去に合わせて記載を分けていくという形を取らせていただきたいと思います。

7番目に、施設の撤去等に係る環境計測結果、8番目、委員またはアドバイザーによる撤去完了の確認、そして、9番目として情報の収集、整理及び公開という形で作成していった、最後は参考資料として、これまでに決めていただいた基本方針や基本計画、マニュアル集、それと、実際に除去・除染の作業にあたっての写真、解体撤去等の作業写真という形での目次案で、今後、報告書を作成していきたいと思っている。

○（座長）はい、どうもありがとう。いかがだろうか。

今回、豊島だけではなくて直島の間処理施設も含めてということになったのだが、前回の、今と同じぐらいの時期に開催した去年の分だが、そこでは、豊島の目次案を検討してもらった。実は、目次案を検討したら、その次の会合ではそれに沿った報告書の本文が出てくるはずだったのである。ところが、さっきの状況で、新たに発見された廃棄物で手いっぱいになってしまっていてできないので、その間に、直島の間処理施設の撤去も終わって、でしたら、両方合わせた報告書にさせてもらいたいということで、今日提案があった。

その代わりに、次回のこの撤去の委員会では、報告書をちゃんと完成させて提出するというになっているので、そのつもりで。

さっきの3ページ目のところで「有効活用を予定している」、当時は予定だったけれども、ちょっともうこういう書き方ではないのではないかなど。予定は予定だけれども、解体撤去を予定しているなんていう言い方をすると、これからかかるような印象なので。解体撤去の対象とか。

○（県）申し訳ない。②のほうは、もう解体撤去をやっているので、解体撤去のほうでの設備という形で、1番目のほうは。

○（座長）1番目のほうはいいのかもしれない。有効活用を予定しているということで。ただ、だから、解体の対象ではないということになるわけか。

○（県）はい。

○（座長）下の3の②のほうは、解体撤去の対象設備とか、そういう言い方にしておいてもらえば。

○（県）はい、分かった。

○（座長）上も有効活用の対象設備でいいのではないかと思うんですね。

○（県）そう。すみません、いろいろだが、合わせた書きぶりにさせていただきたいと思う。

○（座長）最後に、何か今後の課題みたいなものとか、ちょっと書き込むことが必要になってくるかなという気がしないではないか。いや、これで全部撤去が終わったというわ

けではないから、こういうものがまだ残っていると、棧橋の話もそうだし、あと、排水処理だとか何とか、まだ残っているものも全部、副題でくっついている限りにおいては、残っているんですよね。だから、そういう話もちょっと入れるような意味で、最後のところはあとがきのものを入れるようにしてみてください。

あとはいかがでしょうか。

- （委員）大変膨大な作業になっていると思うけれども、我々専門家が見れば、それなりの報告書になると思うが、この報告書はおそらくいろいろな方が見られると思うので、そのときに先ほど、座長がおっしゃったように、写真の説明をちょっと丁寧に付けていただいたほうが、結構みんな、専門家以外の方は、写真をバツバツと見る人が多いので、そのときにこれは何の写真かというのが分かるほうが良いと思う。
- （座長）ああ、そうだね。分かった。そういう配慮をしてください。よろしいだろうか。それでは、その他のほうに入らせていただく。まず1番目が、持ち回り審議のガイドラインである。どうぞ。

V その他

1 「豊島産業廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る持ち回り審議のガイドライン」(報告)

- （県）持ち回りの審議のガイドラインである。

資料としては、フォローアップ委員会に提案させていただいたものをそのまま持ってきているので、申し訳ない、資料4・Ⅱ/1、平成30年9月23日という日付の資料になる。

こちらが、フォローアップ委員会のほうで了承いただいて、本体部分としては、2ページをご覧くださいければと思う。下側に2ページと振っていると思うが、一番最後のページになる。

フォローアップ委員会で持ち回り審議のガイドラインを作成させていただいた。この持ち回り審議のガイドラインについては、趣旨の真ん中あたりにあるけれども、フォローアップ委員会の下部組織においては、豊島処分地地下水・雨水等対策検討会、または豊島事業関連施設の撤去等検討会と読み替えるものとするという形で、親委員会と同等のこの持ち回り審議のガイドラインを、この撤去の検討会のほうにも適用させていただきたいとか、そうになっているということのご報告をさせていただきたいと思う。

まず、このガイドラインについては、持ち回り審議を行う際についての方法について定めるものである。持ち回り審議の判断、2であるが、持ち回り審議を行うかどうかの

判断は、ここであれば検討会座長、座長が行うという格好を取る。

持ち回り審議の方法だが、1番から5番までであるように、原則として持ち回り審議は電子メールにより行い、持ち回り審議を行う旨の通知を電話あるいは書面郵送により実施する。必要に応じて委員への訪問説明を行う。2、審議事項について、各委員に対して意見照会を行う。併せて関係者に持ち回り審議の実施と、審議事項を通知する。3、各委員からの意見照会の結果等を委員長に報告し、これに委員長の意見を付して各委員及び関係者に通知する。上記3の通知に関する各委員からの意見を委員長に報告する。併せて、関係者からの意見があれば、収集して委員長に報告し、委員長の了承を得たものを、ここではフォローアップ委員会だけれども、ここでは、検討会の決定事項とする。検討会の決定事項について各委員及び関係者に報告する。

当然ながら、持ち回り審議を行った際には、その結果の報告を検討会にも報告するという形で、ガイドラインが定められていて、こちらの撤去の検討会でも対象となって、こちらのほうをやっていくという格好になるので、ご報告させていただく。

- （座長）はい。よろしいだろうか。こういう形で、もし持ち回り審議をやる場合には、対応をさせていただく。

2 豊島廃棄等処理施設撤去等事業の完了に向けての今後の対応と課題

- （座長）今回が30年度の第1回ということなので、その間にフォローアップ委員会のほうで決められた、ここに関係するような話は、まとめて報告しておかなければいけないということで、今のも出てくるし、その次の、私がフォローアップ委員会で報告した今後の対応と課題というのも出てくる。

これについては、フォローアップ委員の先生、それから、須那先生には別途、県のほうから話が行っているかと思うので、もう、詳細は説明を省かせていただくが、特措法の期限である平成35年4月に向けてどう対応していかなければいけないのか、バックキャストで何を今、やっていかななくてはいけないのかということを書いた。ここに書いてある予定は、ここに11月5日修正になっているが、この修正の中身は、3カ月の余裕があるよと書いてあったのが、6カ月、半年の余裕はあるのだが、それにしても、半年の余裕というのはあつてないようなものだなどと、前の廃棄物のときもそんな気がしていて、そういう意味では、かなり予定立って戦略的に進めていかないと、この目標が達成できないなという気がしているので、その意識でいきたいと思っている。

地下水の検討会でも、これをお示ししてご意見を頂戴しているのも、もし何かご意見があつたら、ここでもご発言いただければありがたいなと思っている。

これを含めて、今日ご審議する内容は以上で終わりだが、まとめて何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

定常業務で前の廃棄物処理を進めている間というのは、同じようなパターンで繰り返

返していけばよかったのだが、撤去とか、あるいは地下水の検討会に分かれて検討しだすと、非定常というか、どんどん成長させていくような議論が出てくるわけで、それに対して県のほうも相当十分に考えて対応していかないと、さっきの予定どおりの進行が難しくなってくる可能性も出てくるので、そのつもりで考えていただけるだろうか。何かあるか。

- （委員）1点ある。前回のフォローアップのときに聞けばよかったのかもしれないが、今、豊島の住民からの要望としては、自然海岸の状態に戻してほしいという話が結構出てきているが、このときに、この中にある遮水機能の解除というところをどのように解釈したらいいのかなというのは、ちょっと私自身もよく分からないのだけれども。先ほどの話のように、矢板を途中でダンと切ってしまっただけにするのか、本当に抜くのかというへんは、まだよく分からないのだけれども。
- （座長）そうだね。そのへんの話し合いは、直近で相当詳しくやったという話はないのかもしれないが、前から跡地利用にあたってあそこをどういう形にするのかというのは、懸案事項として残っているのではないかと考えているので。
- （県）この事業に関しては、調停条項に基づいて進めさせていただいている。今、委員からお話があった遮水機能の解除というところは、そこに書かれている所であって、遮水壁等については、ちょっとお手元に現物がないのだけれども、土地の一部となって返すというところがあるので、調停条項からすると、その部分については、そういう取り扱いになっているということになる。
ただ、住民からそういった要望が出たということは、県としてもあったということは承知している。
- （座長）将来の対応のところでもお話ししたように、もうその期限がだいぶ迫ってきているので、これはやはりそのへんのところを両方でじっくり話し合っていて、方向性を決めていただくのがいいかなと思っているので。それはそんなに時間がある話ではないんだということだよ。協議会のほうは高月先生がやっておられるので、ぜひ、そのへんのところはまた高月先生からも強く言っていただければと思っている。
よろしいだろうか。それでは、以上で本日の審議は終わりであって、最後にまた傍聴人の方から意見を頂戴する。豊島住民代表者の方、どうぞ。
- （豊島住民会議）3点ほどある。
最初の資料Ⅱ／1の平成30年度の豊島廃棄物等処理施設撤去事業の予定というところで、一応、今日の3月2日付で見直しましたというので、裏側に表があるのだけれど

も、これは、すべての項目について見直しをしたというお話でいうと、例えば、地下水の浄化対策のところ、D測線の西側とか、つぼ掘りとか、みんな点線で「追加対策の検討・実施」というふうに書いている。検討中であることは確かだけれども、実施というのは、3月から今年度中にやるという話にはなっていないので、このへんは妥当ではないと思っているというのが1つである。

撤去検討会の部分で、直島中間処理施設ということで一番下の欄にあって、3月の予定は施設等の譲渡となっていて、点線になっている部分は、今日議論になっていた栈橋のことは書いていない。栈橋はこれから撤去するわけだから、ここは逆にいうと、中間処理施設の撤去工事はまだ続いて、解体撤去の工事は別途続くというお話と、中間処理施設の一部を譲渡する話になっていないと、ちょっとこの図でいうと、今日のお話で言っている中身が見えてこないのかなと思うので。

というのと、関連で言うと、もう30年度はこの3月で終わるので、来年度どうするのかというのが、本来ならば来年度のことは今日決めないと、来年いつ開かれるか分からないけれども、ちょっとそのへんは、これからの予定を少しご説明願いたいというのが1点である。

○（座長） そうだね。今の最後の質問からすると、フォローアップ委員会は3月の何日だったか。

○（県） 25日。

○（座長） そのときに、両委員会では概要をこんなことをやってもらいますよという案を出して言うので、それでだいたい分かるのではないかと思う。

○（豊島住民会議） 分かった。

○（座長） 本当の実施の具体的な話をこういう格好でそれぞれの検討会のほうでまた議論してもらおうという格好になるかと思う。いいだろうか。

○（豊島住民会議） はい。

2点目が、資料Ⅱ／4－2、直島専用栈橋撤去工事の実施計画の資料の7ページで、永田先生も指摘された環境計測、環境観測の実施というところで書いている中身について、ちょっと私なりに質問と意見があるのだが。

7ページの（6）環境計測の実施の次の行は、直島専用栈橋撤去作業時における環境計測についてと書かれているが、配られた実施計画書の68ページ、環境対策のところを見てもらうと、期間が杭引き抜き作業時というふうに書いてあって、撤去作業時とい

うのを付属工の撤去、あるいは、逆にいうと準備工からずっと全区間、後片付けをするところまで含めて計測しないといけないのではないかと。これは、このとおりに読むと、杭を引き抜くというのは、どこになるのか、本体工撤去とか、この部分だけになるわけなので、ちょっと実施期間というのが少なすぎるのではないかと思った。

○（座長）分かった。そこはちょっと議論してみよう。

○（豊島住民会議）それで、観測されるのだけれども、表層と2層、3層とかいろいろな表示で測定区域が書いてあって、水深で採水をするところを決めているのだと思うが、何mの所を採水するのかというのが全然説明がないので、混合して1検体とするというふうにはなっているけれども、というお話と。

その話で言うと、一番下の基本監視点における環境基準というので、環境基準のA類型とかII類型を基準とするとか書いているが、対照地点で環境基準を超えた場合は、現況水質を極力悪化させないこと。要するに、最初から基準を超えている場合は、悪くしないことというのは、それはそのとおりに思うが、作業以前にちゃんと測定しておかないといけない話なので、ちょっとそのへんをもう少し環境計測計画を整理していただきたいなというのが2点目である。

3点目は、実施計画書の66ページ、2ページ前に戻ってほしいのだが、緊急時の連絡体系図というので、これを見ると、事故が発生しても豊島住民には声が届かないシステムになっている。

○（座長）これは、廃棄物対策課から行くことになるのだろうか。

○（豊島住民会議）その発注者に言ったら、発注者の香川県廃棄物対策課から豊島住民とか直島町役場みたいな形で連絡するようにしてもらおうという話なのだが、そういう配慮がないので、まずいなと思った次第である。以上3点である。

○（座長）そうだね、分かった。緊急時の対応の話で、今のような流れ、これは県のほうが持つべきものだよね。県に緊急時があった場合に、どこに連絡するのというのは、体制を持っているのだろう。

○（県）はい。

○（座長）それを使っていくよと。何か一文、ちょっとどこかに入れてもらったらいいのではないか。この実施計画自体は村上組から出てきているものなので、ここに今のお話を入れるのは、ちょっとどうかなという気もしているので。

○（委員） そうだね。

○（座長） いいだろうかね。

それから、環境計測の話は、全面的にちょっと書き換えさせてもらって、1層、2層というのちょっと分かりづらいという話があったが、ただ、一方で、港湾の陸上部について作業をやっているときにまで計測が必要なのだろうかという話もある。ちょっとそのところは整理してみてください。確かに、杭を抜くときなんかは中心的に測っていかなくてはいけない。あと、基準となるような状況、何もしていない状況でどのぐらいの濃度になっているかというのは、ちゃんと考えて対応していくという話である。

それから、できる限り悪化させないことという話になっているが、それはちょっと難しい表現なのかもしれないが、どのぐらいのレベルまでとか、ちょっと考えておかないと、後でそういう問題が出てきたときに、どう対処していいのか分からなくなってくるから、考えておいてもらいたい。

それから、このⅡ／4－2の資料は実施計画で止めるのではなくて、実施計画書の概要が書かれているので、実施計画書の概要という格好にさせてもらって、本体のほうも修正するし、概要書のほうも修正してもらおうという形を取りたいと思う。

それから、最初にお話のあった資料Ⅱ／1の話だが、まず、撤去のほうは、撤去の話は、先ほどの話だと栈橋の話はもう既に始まってしまっているし、3月の半ば過ぎから準備工事も始まるということになると、それをちゃんと入れておかなくてはならないというご指摘だと、まさにそれはそう対応しなければいけない話だよ。それをちゃんと入れてもらいたい。

あと、地下水対策のほうでもいろいろご注文があったけれども、まあ、間違った話ではないんだろう。そのとおりでいいだろう。県のほう、何かコメントはあるか。地下水の関係の方、ここにいるだろう。

○（県） 時間がかかって申し訳ない。実際には、追加対策の検討のほうだけなので、実施にあたっては、ここは修正させていただきたいと思う。

○（座長） はい。こういう修正をやるときに、丸の位置だけずらす、関係している所だけしか目がいけないということもあるかもしれないが、全部を見渡して見てもらいたい。

○（県） はい。再度、全体的に確認させていただく。

○（座長） では、それは修正バージョンを皆さんにまたお配りする。

そんなところだったっけ、豊島住民会議さん。

- （豊島住民会議）はい。一応、はい。
- （座長）一応って、ほかに何かあった。
- （豊島住民会議）いや、1個だけ言い忘れたなというのが。
- （座長）忘れたのはどれか。
- （豊島住民会議）いや、環境計測で、測定項目だけれども、環境基準の話でいうと、水生生物への影響で、亜鉛とかが入っているんだよね。直島町の人はずいぶん風評被害というふうに言われるのであれば、そのへんのところもちゃんと測って、きちんと問題がなかったみたいなことにしておいたほうが。
 あと、船を使って何とかするのであれば、油が漏れることもあるので、測定项目的には、ノルマルヘキサンとかそのへんぐらひは入れておかないと、工事による影響みたいなことかというと、問題なのかなと。この項目だけでは、ちょっと項目数も検討を。
 ただ、県のほうで、きちんと環境計測の計画を立てられる場合には、全項目をやられると思うので、それでいいとは思うのだけれども、ただ工事のときに問題になるようなことが起きれば、やはりまずいと思うので、そのへんはご検討願いたいということである。
- （座長）分かった。ということで、調査内容と項目については、環境計測と環境観測か、それを分けるということ。常時観測するという趣旨で、いつの時点、どういう状況のものを監視していくのか。それから、さっき潮流の話が出たけれども、潮流を考えていくと、どこで測るのが適切なのか、そういう点も含め、調査項目も含め、もう一度きちんと見直してみてくれないか。今ご注意いただいた点も含めて。いいだろうか。それから、環境計測は環境計測で、もう少し広範な項目について、また、いつ実施するのかというのも考えておかななくてはいけないなと思う。
 よろしいだろうか。
- （豊島住民会議）すみません、それで、計画を変更したときに、当然、もう工事には4月から入るので、これは持ち回り審議になるのか。これはどういう。
- （座長）審議をやったやつも、変更の話になるから、持ち回り審議の規定にはのっとらないけれども、似たような形で対応させてもらう。だから、2週間で修正バージョンを出してきて、それを各委員に配ると同時に、そっちにも渡す。それを見ていただいて

意見があったら1週間ぐらいで寄せていただいて、そして、それを判断してもうそこから先は、今度は私と事務局の間でそれを決めていって、また決定版を報告するという格好を取らせていただく。だから、若干、持ち回り審議よりも簡略化した方法だが、皆さんの意見は頂戴するという格好にする。いいだろうか。

- （豊島住民会議）はい。よろしく願います。

- （県）すみません、1点訂正だけでも、最初に私、9番、配管の話で、ちょっと勘違いしていて、高度排水のところから沈砂池の出口のところの配管と説明したのだけでも、訂正させていただく。正しくは、沈砂池1と2の間に配管があって、伝通管ではないので、ちょっとまた現場を確認させていただいて、また議論できるような形にさせていただく。

- （座長）もしかしたら取れるかもしれないということか。

- （県）可能性、直感的には取れるのかなと思いつつ。それは確認させていただく。

- （座長）配管という言葉だけではおかしいよね。どことどこの間をつなぐ配管か分からないのに、配管と書いてしまうと。

- （県）すみません。

- （座長）いろいろなものが挙がっているときは、つついそこまでじっくり見ないけど、ちょっとそれも訂正しながら、どうするのか、もう一度考えてみてもらいたい。この資料も訂正バージョンになるかもしれないね。はい、そうしてください。
ということで、よろしいだろうか。あとはいいんだよね、これでね。

- （県）はい。

VI 閉会

- （座長）それでは、これで本日の検討会は終了とさせていただく。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

年 月 日

議事録署名人

委員

委員